議会基本条例各条文比較　整理シート11章　政務調査（政務調査費）

A 案	会派及び議員は、政務調査費を有効に活用し、市政に関する調査研究を積極的に行うものとする。 2　会派及び議員は、政務調査費を適正に執行し、市民に対して使途の説明責任を負うものとする。 3　議会は、政務調査費の収支報告書を公表すること等により、政務調査費の透明性の向上に努めるものとする。 4　前3項に定めるもののほか、政務調査費に関しては、別に条例の定めるところによる。
B 案	会派及び議員は、政務調査費を有効に活用し、積極的に市政に関する調査研究を行わなければならない。 2　政務調査費の交付に関しては、別に条例の定めるところによる。